

中学生海外派遣

参加生徒募集

笠岡市文化・スポーツ振興財団で、海外の文化に触れ、確実に、将来の人材を育成する目的として、夏休み期間中に海外へ派遣する中学生を募集します。

訪問先はどこかな

治安やホームステイの受け入れ体制が整っている、南半球に位置する広大な国オーストラリアです。午前中は地元の学校で英語の研修を受け、午後は地域の活動に参加したり、ホストファミリーと一緒に過ごします。

◎市内に住所があり、中学校に在籍している生徒

◎在籍する中学校的校長から推薦された生徒

◎保護者の承諾が得られる生徒

◎日本や海外の文化に関心をもち、自分の知識や経験をさらに深めようとする意欲をもつてている生徒

申請・問合せは

学校教育課

☎(69)21-52まで

参加費用はどうなるの

一人当たりの費用のうち、およそ2／3は、笠岡市文化・スポーツ振興財団が負担します。参加される人の個人負担は、約15万円です。※このほか、バスポート取得に必要な経費や、任意で加入する保険料などが個人負担になります。

派遣期間（予定）

7月30日(日)～8月12日(土)

※都合で変更することがあります。

申込期間：5月29日(月)～6月9日(金)

申込方法

所定の申込書と、申込みの動機などをまとめた作文を、公立中学校に在籍している生徒は学校へ、その他の生徒は学校教育課へ提出してください。

参加生徒は面接などによる選考審査で決定します。

※募集要項や参加申込書などの書類は、5月22日(月)から学校教育課及び公立中学校でお配りします。

申請を忘れて児童手当を受給していなかつた人

要です。小学3年生以下の児童に係

◎自分の英語力を高めようとする意欲をもつている生徒
◎健康で団体旅行ができる生徒

児童手当制度が拡充されました

児童手当の支給対象年齢は、これまで小学3年生まででしたが、平成18年度からは小学6年生までに拡大され、所得制限の限度額も引き上げられました。
新たに児童手当を受けられる保護者の皆さんには、市民課の窓口（公務員は勤務先）で認定請求の手続が必要です。

小学4年生の児童がいる人

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた人は、手続をする必要はありません。ただし、小学4年生の児童のほかに、5年生または6年生の児童がいる場合は、手続が必要です。

小学5年生または6年生の児童がいる人

平成17年度中の児童手当の受給のいかんにかかわらず、認定請求の手続が必要です。

所得制限により児童手当を受給していなかつた人

所得制限の限度額の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合があります。該当する人は、認定請求の手続が必要です。

認定申請の期限は

制度の改正に伴う認定請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。



平成十八年度から
児童手当制度が
小学6年生までに
拡大されます

申請・問合せは

市民課

☎(69)21-29まで